

○秩父市水道事業給水条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 252 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 7 条—第 16 条)
- 第 3 章 給水(第 17 条—第 25 条)
- 第 4 章 料金及び手数料(第 26 条—第 34 条)
- 第 5 章 管理(第 35 条—第 40 条)
- 第 6 章 貯水槽水道(第 41 条・第 42 条)
- 第 7 章 雑則(第 43 条・第 44 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、秩父市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第 2 条 水道事業の給水区域は、秩父市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年秩父市条例第 248 号)第 2 条第 2 項に定める給水区域とする。

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1(世帯・戸)又は 1 か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2(世帯・戸)若しくは 2 か所以上で共用するもの
- (3) 消火栓 消防用に使用するもの

(共用給水装置使用者総代人の選定)

第 5 条 共用給水装置使用者は、その給水装置所有者又は使用者中から総代人を選定して市長の承認を受けなければならない。

(同居人等の行為に対する責任)

第 6 条 水道使用者は、その家族、同居人、雇人等の行為に対し、この条例に定める責任を負わなければならない。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第 7 条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装

置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みについて利害関係人がある場合は、申込者においてその者から承諾書を得なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 配水管のないところは、給水装置の新設を断ることができる。ただし、配水管布設費を寄附し、かつ、給水に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(加入金)

第 8 条 給水装置の新設又は増径工事の申込者は、加入金として別表第 1 の区分による額に 100 分の 105 を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、増径工事の申込者は、新口径に係る加入金の額と既設口径に係る加入金の額との差額とする。

- 2 前項の加入金は、工事申込者から申込みと同時に徴収する。
- 3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第 1 項に規定する加入金を減額又は免除することができる。

(新設等の費用負担)

第 9 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認められたものについては、市において費用を負担することができる。

(工事の施行)

第 10 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第 1 項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第 11 条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(工事費の予納)

第13条 市長に給水装置工事の施行を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(所有権の留保)

第14条 市長が施行した給水装置工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は、市に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第16条 市長が施行する給水装置工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第 18 条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 給水装置の所有者以外の者が前項の申込みをする場合は、給水装置所有者の承諾を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 19 条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(水道メーターの設置)

第 20 条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第 21 条 メーターは、市長が設置し、水道の使用者又は第 5 条の規定により共用給水装置使用者総代人として市長の承認を受けた者(以下「総代人」という。)若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の規定によりメーターを保管する者(次項において「保管者」という。)は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 22 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第 23 条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 消火栓を消防の演習に使用するとき、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 24 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 25 条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 26 条 水道料金(以下「料金」という。)は水道使用者又は総代人から徴収する。

- 2 共用給水装置を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 27 条 料金は、別表第 2 に掲げる基本料金及び水量料金の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 前項の基本料金及び水量料金は、別表第 3 から別表第 6 までに掲げる区域ごとに、それぞれ別表第 2 において定めるものとする。

(平 21 条例 46・全改)

(料金の算定)

第 28 条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その使用水量をもって、その日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、過去の使用水量その他の事情を考慮して行う。
(特別な場合における料金の算定)

第 30 条 隔月の定例日から次の隔月の定例日まで(以下「2 使用月」という。)の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめ、若しくは給水を停止(以下「休停止」という。)した場合の料金は、次のとおりとする。

(1) 水道を使用開始した日から次の定例日(次の定例日を経ないで休停止した場合にあっては、その水道の使用をやめた日又は給水を停止した日(以下「休停止日」という。))とする。)までの使用期間(以下「開始時使用期間」という。)又は休停止日の前回の定例日から休停止日までの使用期間(以下「休停止時使用期間」という。)が 1 か月を超えない場合は、別表第 7に掲げる基本料金と水量料金により算定した額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、開始時使用期間又は休停止時使用期間が 16 日未満のときは、同表に掲げる基本料金の額をその額の 2 分の 1 の額に読み替えて算定するものとする。

(2) 開始時使用期間又は休停止時使用期間が 1 か月を超える場合は、第 28 条の規定に基づき算定する。ただし、開始時使用期間又は休停止時使用期間の 1 か月を超える期間が 16 日未満のときは、別表第 2に掲げる基本料金の額をその額の 4 分の 3 の額に読み替えて算定するものとする。

2 2 使用月の中途において、給水装置の種別、口径又は用途に変更があった場合の料金は、当該変更があった日に変更前の状態の使用をやめ、かつ、当該変更があった日に変更後の状態で使用を開始したものとみなし、算定するものとする。

3 給水装置の使用中止の届出を怠った場合は、引き続き使用したものとみなして算定する。

4 前 3 項の規定に基づき算定した料金に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

5 2 使用月の中途において休停止した場合(第 2 項の規定により使用をやめたものとみなす場合を含む。)の料金は、その日にメーターの点検を行い、その日の属する月の精算分として算定するものとする。

6 第 1 項第 1 号の基本料金及び水量料金は、別表第 3から別表第 6までに掲げる区域ごとに、それぞれ別表第 7において定めるものとする。

(平 19 条例 9・平 21 条例 46・一部改正)

(無届使用に対する認定)

第 31 条 前使用者の給水装置を市長に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第 32 条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第 33 条 手数料は、別表第 8に定める区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたと申込者からは、申込み後徴収することができる。

(平 19 条例 9・一部改正)

(料金、手数料等の減額又は免除)

第 34 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 35 条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。ただし、措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

- 2 市長は、受水タンク以下の装置についても調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 36 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第 12 条の工事費、第 24 条第 2 項の修繕費、第 27 条の料金又は第 33 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第 28 条の使用水量の計量又は第 35 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第 38 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給水装置操作の禁止)

第 39 条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、市長の指示された者以外これを操作してはならない。

(過料)

第 40 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第 20 条第 2 項のメーターの設置、第 28 条の使用水量の計量、第 35 条の検査又は第 37 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 24 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金又は手数料を免れた者に対する過料)

第 41 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第 27 条の料金又は第 33 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

第 6 章 貯水槽水道

(市の責務)

第 42 条 市長は、法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 43 条 貯水槽水道のうち法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道(以下「簡易専用水道」という。)の設置者は、法第 34 条の 2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の秩父市水道事業給水条例(昭和35年秩父市条例第10号)又は吉田町水道事業給水条例(平成9年吉田町条例第31号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月26日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月17日条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秩父市水道事業給水条例の規定は、平成22年6月1日以後に行うメーターの点検により算定する水道料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検により算定した水道料金については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

(平19条例25・全改)

メーター口径区分	加入金 (1 給水装置につき)
13 ミリメートル	71,000 円
20 ミリメートル	190,000 円
25 ミリメートル	317,000 円

30 ミリメートル	1,020,000 円
40 ミリメートル	1,020,000 円
50 ミリメートル	1,520,000 円
75 ミリメートル	4,560,000 円
100 ミリメートル	8,150,000 円
150 ミリメートル	21,320,000 円

別表第 2(第 27 条、第 30 条関係)

(平 21 条例 46・全改)

(1) 別表第 3 に定める区域

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (2 か月につき)	水量料金(2 か月間で 1 立方メートルにつき)				
			20 立方メートル以下の分	20 立方メートルを超え 40 立方メートル以下の分	40 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	100 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の分	200 立方メートルを超える分
専用給水装置	一 13 ミリメートル	1,320 円	55 円	140 円	150 円	160 円	170 円
	般 20 ミリメートル	2,400 円					
	用 25 ミリメートル	3,520 円					
	給 40 ミリメートル(30 ミリメートルを含む。)	8,160 円					
	水 50 ミリメートル	14,380 円					
	装 75 ミリメートル	32,300 円					
	置 100 ミリメートル	54,440 円					
	100 ミリメートルを超えるもの	93,900 円					
	公衆浴場用	4,000 円 (200 立方メートル以下の分)					
共用	共用給水装置用	700 円	60 円(100 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき)				

給水装置		130円(100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき)
------	--	---------------------------------

(2) 別表第4に定める区域

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (2か月につき)	水量料金(2か月間で1立方メートルにつき)					
			20立方メートル以下の分	20立方メートルを超え40立方メートル以下の分	40立方メートルを超え100立方メートル以下の分	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	200立方メートルを超える分	
専用給水装置	一般用	13ミリメートル	1,520円	25円	120円	140円	155円	160円
		20ミリメートル	2,640円					
		25ミリメートル	3,680円					
		40ミリメートル(30ミリメートルを含む。)	7,300円					
		50ミリメートル	12,520円					
		75ミリメートル	24,160円					
		100ミリメートル	44,340円					
		100ミリメートルを超えるもの	90,900円					
	公衆浴場用	4,000円 (200立方メートル以下の分)	50円(200立方メートルを超える分 1立方メートルにつき)					
共用給水装置	共用給水装置用	700円	60円(100立方メートル以下の分 1立方メートルにつき) 130円(100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき)					

(3) 別表第5に定める区域

				メートル 以下の 分	メートル 以下の 分	メートル 以下の 分		
専用 給水 装置	一般用	13 ミリメートル	1,520 円	25 円	135 円	150 円	160 円	170 円
		20 ミリメートル	2,400 円					
		25 ミリメートル	3,020 円					
		40 ミリメートル(30 ミリメートルを 含む。)	5,160 円					
		50 ミリメートル	8,580 円					
		75 ミリメートル	17,160 円					
		100 ミリメートル	29,140 円					
		100 ミリメートルを 超えるもの	59,900 円					
	公衆浴場用	4,000 円 (200 立方メ ートル以下の 分)	50 円(200 立方メートルを超える分 1 立方メートル につき)					
共用 給水 装置	共用給水装置用	700 円		60 円(100 立方メートル以下の分 1 立方メートルに つき)	130 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メー トルにつき)			

備考

- 1 一般用とは、公衆浴場用及び共用給水装置用以外のものをいう。
- 2 公衆浴場用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- 3 共用給水装置用とは、共用給水装置で水道を使用する場合をいう。

別表第 3(第 27 条、第 30 条関係)

(平 19 条例 9・一部改正)

日野田町一丁目 日野田町二丁目 野坂町一丁目 野坂町二丁目 熊木町 上町一丁
目 上町二丁目 上町三丁目 中町 本町 宮側町 番場町 上野町 東町道生町 中
村町一丁目 中村町二丁目 中村町三丁目 中村町四丁目 近戸町 桜木町 金室町
永田町 柳田町 阿保町 大畑町 滝の上町 上宮地町 中宮地町 下宮地町 相生町
みどりが丘 和泉町 大宮 別所 寺尾 蒔田 田村大野原 黒谷 久那 山田 栃谷
定峰 太田 伊古田 品沢 堀切 小柱 上影森 下影森 浦山

別表第4(第27条、第30条関係)

(平19条例9・平21条例46・一部改正)

下吉田 吉田久長 吉田阿熊 上吉田 吉田石間

別表第5(第27条、第30条関係)

(平19条例9・追加、平21条例46・一部改正)

大滝 中津川 三峰

別表第6(第27条、第30条関係)

(平19条例9・追加、平21条例46・一部改正)

荒川久那 荒川上田野 荒川日野 荒川小野原 荒川白久 荒川贄川

別表第7(第30条関係)

(平21条例46・全改)

(1) 別表第3に定める区域

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (1か月につき)	水量料金(1か月間で1立方メートルにつき)				
			10立方メートル以下の分	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	100立方メートルを超える分
専用給水装置	13ミリメートル	660円	55円	140円	150円	160円	170円
	20ミリメートル	1,200円					
	25ミリメートル	1,760円					
	40ミリメートル(30ミリメートルを含む。)	4,080円					
	50ミリメートル	7,190円					
	75ミリメートル	16,150円					
	100ミリメートル	27,220円					
	100ミリメートルを超えるもの	46,950円					
	公衆浴場用	2,000円 (100立方メートル以下の分)	50円(100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき)				

共用給水装置	共用給水装置用	350 円	60 円(50 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき) 130 円(50 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき)
--------	---------	-------	--

(2) 別表第4に定める区域

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (1 か月につき)	水量料金(1 か月間で 1 立方メートルにつき)					
			10 立方メートル以下の分	10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分	20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	100 立方メートルを超える分	
専用給水装置	一般用	13 ミリメートル	760 円	25 円	120 円	140 円	155 円	160 円
		20 ミリメートル	1,320 円					
		25 ミリメートル	1,840 円					
		40 ミリメートル(30 ミリメートルを含む。)	3,650 円					
		50 ミリメートル	6,260 円					
		75 ミリメートル	12,080 円					
		100 ミリメートル	22,170 円					
		100 ミリメートルを超えるもの	45,450 円					
	公衆浴場用	2,000 円 (100 立方メートル以下の分)	50 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき)					
共用給水装置	共用給水装置用	350 円	60 円(50 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき) 130 円(50 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき)					

(3) 別表第5に定める区域

種別	用途及びメーター口径別		基本料金 (1 か月につき)	水量料金(1 か月間で1 立方メートルにつき)				
				10 立方 メートル 以下の 分	10 立方 メートル を超え 20 立方 メートル 以下の 分	20 立方 メートル を超え 50 立方 メートル 以下の 分	50 立方 メートル を超え 100 立方 メートル 以下の 分	100 立方 メートル を超える 分
専用 給水 装置	一般用	13 ミリメートル	760 円	25 円	120 円	125 円	150 円	170 円
		20 ミリメートル	1,200 円					
		25 ミリメートル	1,510 円					
		40 ミリメートル(30 ミリメートルを 含む。)	2,580 円					
		50 ミリメートル	4,290 円					
		75 ミリメートル	8,580 円					
		100 ミリメートル	14,570 円					
		100 ミリメートルを 超えるもの	29,950 円					
		公衆浴場用	2,000 円 (100 立方メ ートル以下 の分)	50 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メートル につき)				
共用 給水 装置	共用給水装置用		350 円	60 円(50 立方メートル以下の分 1 立方メートルに つき) 130 円(50 立方メートルを超える分 1 立方メートル につき)				

(4) 別表第6に定める区域

種別	用途及びメーター口径別		基本料金 (1 か月につき)	水量料金(1 か月間で1 立方メートルにつき)				
				10 立方 メートル 以下の	10 立方 メートル を超え	20 立方 メートル を超え	50 立方 メートル を超え	100 立方 メートル を超える

				分	20 立方 メートル 以下の 分	50 立方 メートル 以下の 分	100 立方 メートル 以下の 分	分
専用 給水 装置	一 般 用	13 ミリメートル	760 円	25 円	135 円	150 円	160 円	170 円
		20 ミリメートル	1,200 円					
		25 ミリメートル	1,510 円					
		40 ミリメートル(30 ミリメートルを 含む。)	2,580 円					
		50 ミリメートル	4,290 円					
		75 ミリメートル	8,580 円					
		100 ミリメートル	14,570 円					
		100 ミリメートルを 超えるもの	29,950 円					
	公衆浴場用	2,000 円 (100 立方メ ートル以下の 分)	50 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メートル につき)					
共用 給水 装置	共用給水装置用	350 円	60 円(50 立方メートル以下の分 1 立方メートルに つき) 130 円(50 立方メートルを超える分 1 立方メートル につき)					

備考

- 1 一般用とは、公衆浴場用及び共用給水装置用以外のものをいう。
- 2 公衆浴場用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- 3 共用給水装置用とは、共用給水装置で水道を使用する場合をいう。

別表第 8(第 33 条関係)

(平 19 条例 9・旧別表第 6 繰下)

(単位：円)

名称	単位	金額
証明手数料	証明書 1 件につき	150
給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき	10,000

給水装置新設工事検査手数料	給水装置 1 件につき	2,000
給水装置改造工事検査手数料	給水装置 1 件につき	1,500
給水装置再工事検査手数料	給水装置 1 件につき	1,500

〔次の条例は、未施行〕

○ 秩父市水道事業給水条例の一部を改正する条例(抄)

平成 21 年 12 月 17 日

条例第 46 号

第 2 条 秩父市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項を削る。

第 30 条第 1 項第 1 号中「別表第 7」を「別表第 3」に改め、同条第 6 項を削る。

第 33 条中「別表第 8」を「別表第 4」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 27 条、第 30 条関係)

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (2 か月につき)	水量料金(2 か月間で 1 立方メートルにつき)				
			20 立方メートル以下の分	20 立方メートルを超え 40 立方メートル以下の分	40 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	100 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の分	200 立方メートルを超える分
専用給水装置	13 ミリメートル	1,520 円	50 円	140 円	150 円	160 円	170 円
	20 ミリメートル	2,780 円					
	25 ミリメートル	4,020 円					
	40 ミリメートル(30 ミリメートルを含む。)	8,320 円					
	50 ミリメートル	15,160 円					
	75 ミリメートル	32,300 円					
	100 ミリメートル	56,260 円					
	100 ミリメートルを超えるもの	117,780 円					
	公衆浴場用	4,000 円	50 円(200 立方メートルを超える分 1 立方メートル				

		(200 立方メートル以下の分)	につき)
共用給水装置	共用給水装置用	700 円	60 円(100 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき) 130 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき)

備考

- 1 一般用とは、公衆浴場用及び共用給水装置用以外のものをいう。
- 2 公衆浴場用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- 3 共用給水装置用とは、共用給水装置で水道を使用する場合をいう。

別表第 3 から別表第 6 までを削る。

別表第 7 を別表第 3 とし、同表を次のように改める。

別表第 3(第 30 条関係)

種別	用途及びメーター口径別	基本料金 (1 か月につき)	水量料金(1 か月間で 1 立方メートルにつき)					
			10 立方メートル以下の分	10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分	20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	100 立方メートルを超える分	
専用給水装置	一般用	13 ミリメートル	760 円	50 円	140 円	150 円	160 円	170 円
		20 ミリメートル	1,390 円					
		25 ミリメートル	2,010 円					
		40 ミリメートル(30 ミリメートルを含む。)	4,160 円					
		50 ミリメートル	7,580 円					
		75 ミリメートル	16,150 円					
		100 ミリメートル	28,130 円					
		100 ミリメートルを超えるもの	58,890 円					
	公衆浴場用	2,000 円	50 円(100 立方メートルを超える分 1 立方メートル					

		(100 立方メートル以下の分)	につき)
共用給水装置	共用給水装置用	350 円	60 円(50 立方メートル以下の分 1 立方メートルにつき) 130 円(50 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき)

備考

- 1 一般用とは、公衆浴場用及び共用給水装置用以外のものをいう。
- 2 公衆浴場用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- 3 共用給水装置用とは、共用給水装置で水道を使用する場合をいう。
別表第 8 を別表第 4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の秩父市水道事業給水条例の規定は、平成 23 年 6 月 1 日以後に行うメーターの点検により算定する水道料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検により算定した水道料金については、なお従前の例による。